

令和8年度

奥田中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

富山市立奥田中学校

目 次

はじめに	1
1 いじめ防止等の対策の基本方針		
(1) 基本理念	1
(2) いじめの定義	1～2
(3) いじめの防止等の対策の責務	3
(4) いじめの理解	3
2 本校のいじめの実態と課題について		
(1) 本校の実態	3
(2) 本校の課題	3～4
3 いじめの防止等の対策の基本的な取組		
(1) いじめの防止	4～5
(2) いじめの早期発見	5
(3) いじめへの対応	5～7
4 重大事態への対処		
(1) 重大事態の発生と調査	7
(2) 調査結果の提供及び報告	8
※ 図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織		
※ 表1 いじめ対策委員会		
※ 図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ		

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校、家庭、地域住民、その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「富山市立奥田中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

1 いじめの防止等の対策の基本方針

(1) いじめの防止等の対策の基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての生徒に関わる問題であるという認識に立ち、生徒が安心して学習等の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることを生徒が十分理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、市、その他の関係者、関係機関が、いじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

なお、こうした取り組みに当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となる。

(2) いじめの定義

(定義)

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第 2 条。以下、枠内は法の条文）

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味する。
- 「心身の苦痛を感じている」と思われるもの、いわゆるグレーゾーンの状況であっても、まず「いじめ」であるとして対処する。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（法第22条）を活用して行う。
- 教職員はささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、又は、対応不要であると個人で判断せずに直ちに全てを当該組織に報告する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

※ いじめの態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌がることを言われる
- ・仲間はずれ、個人・集団から無視をされる
- ・軽くあるいはひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる
- ・金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

（「いじめの防止等のための基本的な方針」＜平成25年10月11日文科科学大臣決定（平成29年3月14日改定）＞（以下「国の方針」という。）を参照）

※ いじめが解消している状態の判断について

単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している状態」と判断するには、少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要であり、他の事情も勘案して判断する。

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）の止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。（被害が重大なものは、さらに長期とすることも考えられる。）
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（被害生徒およびその保護者への面談等で確認）

※ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが解消している状態に至った上で、いじめ問題を乗り越えた状態とは、謝罪のみをもって終わるものではない。被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、加害被害双方の児童生徒と他の児童生徒との関係修復を経て、双方の当事者や周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

(3) いじめの防止等の対策の責務

- ① 学校および学校の教職員は、法第3条の基本理念に基づき、保護者、地域、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止等の対策に取り組むとともに、当該学校の生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務がある。
- ② 保護者は、子の教育について第一義的責任があり、その保護する子がいじめを行うことがないように、規範意識を養うための指導を行うよう努める必要がある。また、その保護する子がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する必要がある。さらに、保護者は、国、県、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める必要がある。

(4) いじめの理解

いじめは、どの子にも、どの学校でも起こりうるものである。「暴力を伴ういじめ」だけでなく、嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」も、何度も繰り返されたり、集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分理解する必要がある。

また、「暴力を伴わないいじめ」は、生徒が入れ替わり、加害者にも被害者にもなる傾向があるので、「いじめを行いやすい子」「いじめられやすい子」という視点からは、いじめを予想することはできない。

さらに、いじめの加害、被害という関係だけでなく、「観衆」としていじめ行為をはやし立てたりおもしろがったりする存在や、その周りで暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要がある。

加えて、いじめは大人が見えにくいところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、すでに重大な事態に至っている場合があることを十分理解した上で対処することが大切である。

いずれにしても、いじめが、大人社会のゆがみと同じ地平で起こるという認識の下に、「いじめは絶対に許さない」という意識をもち、社会総がかりで対処しなくてはならない問題であることを理解することが重要である。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・ 年々減少傾向にあるが、複数の生徒が一人をからかったり悪口や陰口を言ったりする行為等は依然として時折発生している。

(2) 本校の課題

- ・ 自分本位にならず、相手の気持ちを理解して、相手を思いやる心を育てるための教育活動の充実を図らなければならない。
- ・ 小中学校間での連携を確実にとり、小学校での人間関係を引きずった1学年の段階におけるいじめの未然防止に努める必要がある。
- ・ SNSに関して、最新の实態や情報を活用した研修に努め、ネット等を利用した

いじめを未然防止するためにネットモラルに関する指導を確実に行う必要がある。

3 いじめの防止等の対策の基本的な取り組み

(1) いじめの防止

- 全ての教育活動を通して、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」態度を育てるとともに、生徒だけでなく、保護者も含めて、いじめをしない、させない、許さない学校風土づくりに努める。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ生徒及び保護者に示し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止を図る。
- 生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参画できる授業づくりや集団づくりに努める。
- 道徳教育の充実を図り、他の人を思いやる心を育てるとともに、校外学習や修学旅行等の体験的な活動を通して、互いに助け合い、協力し合うことの大切さを実感させる。
- 様々な機会を通しての読書活動等を通して、言葉を尊重する心を育てるとともに、言葉によって表現された情感を味わう機会を多く設ける。
- いじめを人権問題ととらえ、授業・行事（「人権を考える週間」等）を計画的に進め、生徒の人権意識の向上を図る。
- 生徒に対して、傍観者とならず、身近な大人や先生への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動の大切さを理解させるよう努める。
- いじめを受けている生徒が自尊感情を失うことがないように、「いじめを受けている人が悪いのではない。助けを求めることは恥ずかしいことではない。」というメッセージを送り続け、学校が守る姿勢を示す。
- 生徒会活動等、生徒による自主的な活動（「いじめ防止宣言」や「人権作文発表会」等）を支援し、生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等の活動に取り組みせ、自己指導能力を育てる。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む必要がある。
- 学校として「特に配慮が必要な生徒※」については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。

※ 特に配慮が必要な生徒とは、発達障害を含む障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつなど外国につながりのある生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、能登半島地震等により被災した生徒等。

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、心理、福祉等の専門家や、警察、児童相談所等関係機関、関係部局と連携を図りながら、いじめ防止のための活動を推進する。

- ・ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、必要があれば改定する。
- ・ 教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見

- ・ 「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という認識を全教職員がもち、生徒の言動や表情を細かく観察することや生徒に対する定期的な調査等を実施することでいじめの早期発見に努める。
- ・ いじめは、大人には見えにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいなサインであっても、「もしや、いじめではないか」という疑いがあれば、早い段階から的確にかかわることにより、いじめの早期発見、対処、措置につなげる。
- ・ いじめによるストレスや悩みを抱えている生徒は、進んで相談することが少ないため、教職員や保護者は、生徒が気持ちを打ち明けられるよう、日ごろから「何でも話せる」雰囲気づくりに努めるとともに、早めにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等につなぐことで、いじめの早期発見に役立てる。
- ・ いじめられている生徒にとって、他者へ相談すること自体が多大な勇気がいるとともに、即時に対応しないと訴えを出さなくなってしまうことを教職員が理解した上で、相談に対しては、必ず教職員が直ちに管理職に報告し、組織で対応することを徹底する。
- ・ 一人1台端末を管理させていることを鑑み、適切な活用の仕方を指導するとともに不適切な活用の仕方、被害者・加害者にならないように、定期的なアンケート調査等を活用して悩みを抱える生徒がいないか把握に努める。また、スマートフォン等の所持率の増加していることから、家庭と連携した指導をするとともに、不適切な使用に伴ういじめの把握に努める。

(3) いじめへの対応

① いじめの認知後の対処等

- ・ いじめがあることを確認したときは、直ちにいじめを受けた生徒、いじめを知らせた生徒の安全を確保するとともに、法第22条に基づく「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校組織」という。）に法第23条に基づいて全て報告し、学校組織が中心となり、当該いじめ問題の対応について判断し、適切・適時に調査・協議等を行う。
- ・ 「暴力を伴ういじめ」については、教職員が総力を挙げて直ちに暴力行為を止めるとともに、場合によっては、いじめを行った生徒の保護者の理解を得た上で、当該生徒を一時的に教室以外で個別の学習をさせるなどして、いじめられている生徒を守る措置を講じる。
- ・ いじめられている生徒自身にいじめの原因を求めず、学校がいじめられている生

徒を徹底して守ることをはっきりと伝えることで、自尊感情を高め、不安を取り除くよう努める。さらに、状況に応じて、当該生徒の登下校の見守り等を行い、当該生徒の安全を確保する。

- ・ いじめを行ったとされる生徒に対して、調査・指導を行う際には、いじめが人格を傷つけるとともに、生命、身体及び財産を脅かす犯罪行為に当たる可能性があるであることを理解させ、自らの責任を厳しく自覚させる。一方、当該生徒の抱える問題やいじめの背景にも留意し、健全な人間関係を育むように促す配慮をする。
- ・ いじめられている生徒といじめを行ったとされる生徒それぞれの保護者には、できる限り、いじめの認知当日に事実を連絡し、適切に調査・指導する旨を伝え、理解を得るとともに、継続的に調査・指導状況を報告する。
- ・ 児童生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。
- ・ 学校は、法第 23 条第 2 項に基づき、当該いじめの事実の有無について学校組織で確認した結果を市教育委員会に報告する。緊急の場合には、速やかに市教育委員会に第一報を入れ、対応を協議する。

② いじめ解消に向けた取り組み

- ・ いじめられていた生徒が信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人等）と連携するなどして、当該生徒の心に寄り添い、支援する体制をつくとともに、安心して教室等で学習やその他の活動に取り組むことができる環境を整える。加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、心理、福祉の専門家による心のケアを行うとともに、状況に応じて、医療関係機関とも連携し、継続的に支援する。
- ・ いじめを行っていた生徒が、健全な活動目標（学習目標の設定、生徒会の活動、部活動、奉仕活動等）を自ら見つけられるように、教職員、家庭、地域関係機関等が連携し支援する。
- ・ いじめを見ていた生徒にも、いじめ問題を自分の問題としてとらえさせ、いじめに同調することや傍観することは、いじめに加担する行為となることを理解させる。また、無関心な生徒（傍観者）に対しては、何もしないこともいじめ（空気のいじめ）であることを理解させる。
- ・ 生徒が、生徒会等の活動（学級会、学年集会、全校集会等）を通して、自らいじめ問題について学び、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識を行き渡らせることで、迷わずいじめを否定できる学級づくり、学校づくりを行う。
- ・ 縦割り活動、異校種間交流、親子活動、地域の伝統に触れる活動、ボランティア活動等を積極的に取り入れることで、困難を乗り越えようとする態度や自ら協力しようとする姿勢を培う。
- ・ 学校の全ての教育活動と家庭、地域の支援を通して、自己有用感や自己肯定感を育む。

- ・ 重大事態が発生した場合は、「4 重大事態への対処」のとおり対処する。
- ③ インターネット上でのいじめに対する対処
- ・ 子どもや保護者からの訴えや県等が行うネットパトロールからの情報等、ネット上のいじめと思われる情報を入手したときは、被害の拡大を避けるため、直ちに削除をする措置を講じる。その際、必要に応じて、法務局又は地方法務局に相談し、協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。また、早期発見の観点から、人権侵害情報に関する相談窓口等、関係機関の取り組みについて周知する。
 - ・ 生徒に情報モラルを身につけさせる指導の充実を図るとともに、保護者、地域に対しても、インターネット上のいじめの実態と未然防止、早期発見について啓発する活動を継続的に行うことで、理解と協力を求める。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

① 重大事態の意味について

- 第1号の例示
- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等

第2号の例示 ○ 年間30日以上欠席を目安とする。児童生徒が一定期間連続して欠席をしている場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要がある。

※ 「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる必要がある。」

- ② 重大事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて、市長へ事態が発生した旨を報告する。

* 調査組織、調査の実施に関しては、[富山市いじめ防止基本方針](#)参照。

(2) 調査結果の提供及び報告

第28条

- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

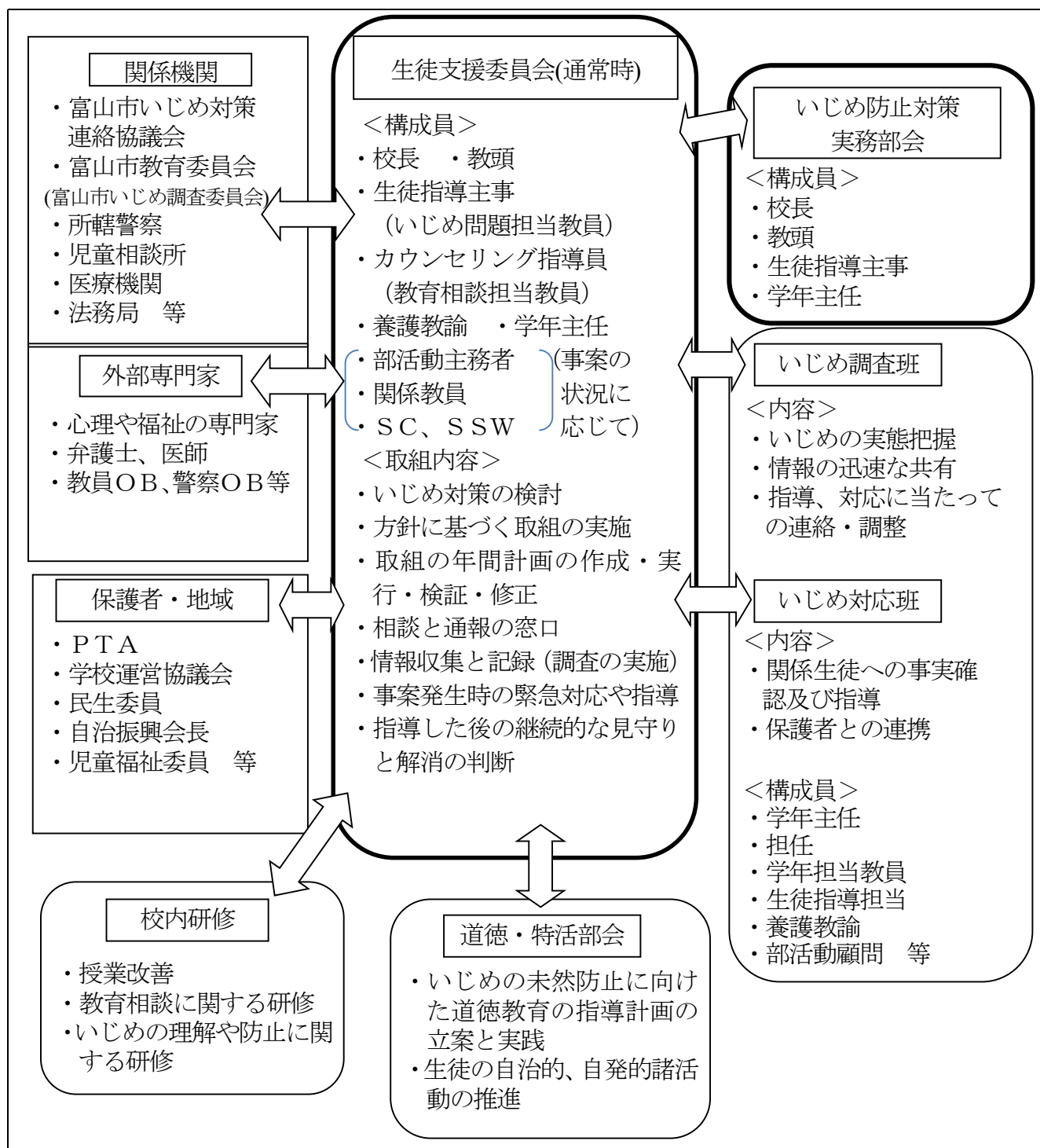
* 詳細は、[富山市いじめ防止基本方針](#)参照。

【図1】 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

【学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(いじめ防止対策推進法第22条に基づく組織 <必置>)



【表1】いじめ対策委員会

役 職	分担1	分担2	備 考
校長	総 括		実務部会
教頭	集 約	集 約	実務部会
生徒指導主事 (いじめ問題担当教員)	調査班	対応班	実務部会
カウンセリング指導員 (教育相談担当教員)	調査班	対応班	
スクールカウンセラー		対応班	
スクールソーシャルワーカー		対応班	
各学年主任	調査班	対応班	実務部会
養護教諭	調査班		
担任等関係職員	調査班	対応班	

【図2】 いじめ事案対応フローチャートモデル（組織対応の流れ）

